

江南市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条第1項の規定に基づき、江南市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他空家等対策の推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び10人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民（在勤者、在学者を含む。）

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長が必要があると認めるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備部建築課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。